

令和 8 年度
東京とどまるマンション普及促進事業
補助金申請等の手引き

東京都住宅政策本部民間住宅部マンション課



とどまるマンション促進課長「トドまるくん」

(令和 8 年 6 月)

目次

はじめに	3
用語の定義	3
補助対象となる資器材	5
補助対象ではない資器材	7
1. 目的	8
2. 事業の概要	8
(1) 補助の申請ができる方（要綱第4条 補助対象者）	8
(2) 補助の対象となる事（要綱第5条 補助対象事業）	9
(3) 補助の対象となる費用（要綱第6条 補助対象経費）	9
(4) 補助の限度額（要綱第10条 補助金額）	10
3. 申請等の方法	13
(1) 申請手続きの流れ	13
(2) 交付申請（要綱第7条 交付の申請）	16
(3) 交付決定（要綱第11条 交付の決定）	21
(4) 変更・廃止等	22
(5) 実績報告（要綱第21条 実績の報告）	22
(6) 額の確定（要綱第22条 額の確定）	26
(7) 補助金の請求（要綱第23条 補助金の交付）	26
4. よくある質問	29
5. 問い合わせ	31

はじめに

本手引きは、東京とどまるマンション普及促進事業補助金交付要綱（以下「要綱」といいます。）をもとに、円滑に補助業務を執行するため、申請等を行う際に特に知っていただきたい事項等を記載しております。申請の際は、要綱本文等と合わせてご参照頂きますようお願いいたします。

用語の定義

住宅所有者	分譲マンションの管理組合、新規に建設する共同住宅の建築主又は賃貸マンションの所有者
防災備蓄資器材	災害時等において、マンション居住者が共同で備蓄することが合理的な資器材で、別表第1に掲げるもの又は知事が認めるもの 補助対象となる資器材 のページをご覧ください。
登録マンション	「東京とどまるマンション」に登録しているマンション※1
地縁団体	町内会・自治会等の地域的な共同活動を行っている団体
単一町会	区市町村内の単一の地縁団体
連合組織	都内に所在する地縁団体が複数で構成する組織 ア 区市町村の範囲を越えた地縁団体の連合組織 イ 区市町村を単位とする地縁団体の連合組織 ウ 区市町村内の一部地域を単位とする地縁団体の連合組織
町会等	単一町会若しくは連合組織
集合住宅自治会	区市町村において、町会・自治会として登録又は把握されている集合住宅世帯のみで構成する単一の地縁団体をいう。※2
地域連携登録マンション	町会等と以下ア、イ、ウのいずれかで、町会等と防災対策に関する連携を実施していることが申請年度時点で確認できる登録マンション※3 ア 都や区市町村の支援制度や助成制度 （2023年4月以降に交付決定を受けたもの） 例：町会・マンション みんなで防災訓練 イ 区市町村の認定制度 （有効期間がある場合、合同防災訓練実施まで有効なもの） 例：〇〇区防災マンション認定制度 ウ 登録マンション・町会等・地元自治体で結んだ協定等 （有効期間がある場合、合同防災訓練実施まで有効なもの） 例：防災に係る協定書

	※登録マンションのみで町会等が構成されている場合は対象外
--	-------------------------------------

- ※1 東京とどまるマンション情報登録・閲覧制度実施基準第5条第2号・第3項に定める登録基準を計画段階で登録しているマンションについて、第6条第3号・第4項の実施報告がされていない場合は、補助の対象外です。
- ※2 集合住宅自治会は、区市町村から町会・自治会として登録又は把握されている必要があります。登録または把握の事実が確認できない場合は、追加で書類の提出をお願いする場合がございます。
- ※3 ア、イ、ウにおいて、管理組合ではなく集合住宅自治会が町会等と連携している場合、管理組合が地域連携分として本補助金を申請するに当たり、意思決定が確認できる書類（議事録等）に、以下の記載がされている必要があります。記載がない場合は地域連携分として補助金を受付できませんのでご注意ください。
- ・ア、イ、ウのいずれかを活用して、東京とどまるマンション普及促進事業の地域連携分に申請すること。
 - ・管理組合が、集合住宅自治会と町会等との合同防災訓練を承認していること。
 - ・ア、イ、ウにおいて連携する集合住宅自治会と町会等の名前

（「町会・マンション みんなで防災訓練」を活用する場合の記載例）

▼▼マンション自治会から、東京都の「町会・マンション みんなで防災訓練」を活用して、〇〇町会と◇月◇日に合同防災訓練を実施したいと提案があった。

▼▼マンション管理組合として、この合同防災訓練を承認するとともに、東京とどまるマンションの登録と東京とどまるマンション普及促進事業の地域連携分(上限 150 万円の補助)を申請する旨の提案がなされた。

審議の結果、上記の内容について承認した。

補助対象となる資器材

①別表第1に掲げるものに加えて、条件を満たす場合は②知事が認めるものも対象となります。

①別表第1に掲げるもの以外をお考えの場合は、事前にご相談ください。

また、補助対象ではない資器材もあわせてご確認ください。

①別表第1に掲げるもの

分類	防災備蓄資器材
初期消火に使用する資器材	スタンドパイプ、可搬式消火ポンプ
救出・救護に使用する資器材	階段避難車、救急セット、担架、リヤカー、はしご、工具、ロープ類、AED、毛布、ヘルメット、懐中電灯、仮設テント
情報連絡に使用する資器材	トランシーバー、メガホン、ラジオ
生活継続に使用する資器材	簡易トイレ・携帯トイレ、マンホールトイレの上部構造物(便器・テント)、エレベーター用防災キャビネット、給水タンク、炊き出し器、投光器、養生シート、安否確認マグネット、発電機、蓄電池、カセットボンベ(発電機用)、太陽光パネル(蓄電池用) ※ 設置工事を伴う据置型の発電機、蓄電池、太陽光パネルは除く。

マンホールトイレの上部構造物(便器・テント)は、便器とテントをセットまたは同時で購入するものに限り、便器のみ、テントのみの購入の場合は、簡易トイレ・携帯トイレと仮設テントとして申請してください。

なお、設置工事を伴うものを除きます(東京都とどまるマンションマンホールトイレ整備促進事業の補助金をご検討ください。)

以下は、別表第1の資器材の一例として補助の対象になるものです。

○リヤカーの例

一輪車(ネコ車)、台車

○工具の例

救出用品、ジャッキ、バール 等

○ロープ類の例

トラロープ、トラテープ

○毛布の例

アルミシート・ブランケット等

○懐中電灯の例

ヘッドライト、LED ランタン

○給水タンクの例

給水袋

※以下の1と2のいずれかまたは両方の条件を満たすものに限ります。

- 1.持ち手やバルブがあるなど、給水や水の運搬の用途に使用する形状であるもの
- 2.給水袋の表面に「給水袋」などと表示があるもの

○蓄電池・投光器等の例

コードリール、太陽光パネルとの接続用アダプター等

※蓄電池・投光器など、同時に申請する資器材と共に利用するものに限ります。

※同時に申請する資器材と比較して著しく数量が多い等、合理的と判断できない場合は対象外です。

○発電機の例

発電機用エンジンオイル(潤滑油)

※発電機用のカセットボンベ以外の燃料は対象外です。

※同時に申請する資器材と比較して著しく数量が多い等、合理的と判断できない場合は対象外です。

②知事が認めるもの

以下の1と2の両方を満たすものが補助対象となります。

- 1.マンション毎で策定する防災マニュアルに、災害等における具体的な活用方法・保管場所等の記載があり、共同で備蓄することが合理的であることを確認できるもの

2.一品当たりの単価が消費税及び地方消費税を除いて 1,000 円以上であるもの
（「乾電池」や「ポリ袋」など、1000 円に満たない場合は対象外です）。

〈例〉ストーブ、非常時に取り付けて使用する浄水器・くみ上げポンプ、
工事を伴わない簡易的な止水板、ビブス、カード式防災マニュアル等
※設置工事を伴うもの、常設しておく機材等は補助の対象外です。

また、各住戸(専有部分)での使用を目的としていて、共同で利用しない場合も対象外です。

補助対象ではない資器材

以下は、補助の対象とならない資器材の一例です。防災マニュアルに記載があるなど、知事が認めるものの条件を満たす場合も、以下のものは対象外となります。

■飲料水・食料

ただし、エレベーター用防災キャビネットに納まっている飲料水・食料は、一式で補助の対象となります。

■別表第 1 に記載のない、消耗品・日用品・文房具など

〈例〉ホワイトボード、机、テープ類(※トラテープは補助対象です)、カセットコンロ、養生テープ、軍手、ライティングシート、アルミホイル

■土嚢・水嚢

■ストーブや炊き出し器等に使用する燃料

■収納用品

〈例〉AEDスタンドやケース類、棚、折り畳みコンテナ

■設置工事を伴う設備等

〈例〉据置型の発電機・蓄電池・太陽光パネル、支柱など設置工事を伴う止水板・防水扉等

■別表第 1 に記載のないもののうち、日常的に設置するもの、住戸(専有部分)での使用を目的としているもの、主に法律等で設置が義務付けられているもの。

〈例〉常設する浄水器等、消火器類

■別表第 1 に記載のないもののうち、1 品当たりの単価が消費税及び地方消費税を除いて 1,000 円未満となるもの

■異なる資器材を組み合わせると一つの防災備蓄資器材として申請するなど、資器材の単価が適切に確認できないもの。※見積書の内訳を分けてください。

〈例〉太陽光パネル(蓄電池用)と蓄電池のセット購入



1. 目的

「東京とどまるマンション」の普及を促進するため、住宅所有者に防災備蓄資器材の購入に係る経費に補助を行います。

交付申請の前に「東京とどまるマンション」への登録が必要です

補助金申請の2か月前を目安に登録申請を行ってください。

また、補助金申請書類の記載と東京とどまるマンションの登録情報が異なる場合、登録の変更手続きをお願いする場合がございます。

・登録について

詳細は以下の「東京とどまるマンション情報登録・閲覧制度」HPから確認してください。

<https://www.mansion-tokyo.metro.tokyo.lg.jp/kanri/02lcp-touroku.html>



2. 事業の概要

(1) 補助の申請ができる方（要綱第4条 補助対象者）

①「東京とどまるマンション」に登録しているマンションの住宅所有者※

（以下「補助対象者」といいます。）

※国、地方公共団体、独立行政法人都市再生機構、東京都住宅供給公社を除きます。

<補助の申請ができない方>

次のいずれかに該当する場合は、補助の申請できません。

- ア 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）
- イ 暴力団員等（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。）
- ウ 法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等に該当する者があるもの
- エ 過去に税金の滞納があるもの、刑事上の処分を受けているものその他の公的資金の交付先として社会通念上適切でないと認められるもの

<補助の申請を受理できないとき>（要綱第8条 申請の受付）

次のいずれかに該当する場合は、補助の申請を受理できません。

- 一 過去に補助金の交付を受けている同一の登録マンションで、累計交付額が各上限に達している場合。

- ア 通常分に申請する場合 100 万円
- イ 地域連携分に申請する場合、150 万円
- 二 本補助金の交付の対象としようとする経費が都の他の制度による補助等の対象となっているとき。
- 三 本補助金の交付の対象としようとする経費が他の国、区市町村などによる補助等の対象となっており、当該制度において補助等を併用して受けることを不可としているとき。

②手続代行者について（要綱第 9 条 手続代行者）

2（1）①の補助対象者は、交付の申請に係る手続の代行を、第三者に対して委任することができます。ただし、事業の撤回は手続代行者が行うことはできません。

また、手続代行者も①<補助の申請ができない方>ア～エに該当していない必要があります。なお、委任の際は押印がある委任状と、申請者の印鑑証明をご提出ください。印鑑証明の印影と、委任状の印影は必ず同じものとしてください。

原則として、申請書類等についての質問等は、手続代行者に連絡します。

（2）補助の対象となる事（要綱第 5 条 補助対象事業）

防災備蓄資器材の購入（以下「補助対象事業」という。）

このほか別表第 1 に掲げるもの以外で 1 品当たりの単価が消費税及び地方消費税を除いて 1,000 円未満となるものは補助対象外です。

※補助対象となる防災備蓄資器材は、P.5～補助対象となる資器材、補助対象ではない資器材をご参照ください。

（3）補助の対象となる費用（要綱第 6 条 補助対象経費）

防災備蓄資器材の購入に係る経費であり、交付決定した日以降の経費※

（以下「補助対象経費」という。）

※注意点

- ・ 消費税及び地方消費税を除く「購入費」が補助対象です。 設置費・送料・メンテナンス料・手続き料、その他補助対象として合理的でないものは補助の対象外となります。
- ・ 申請前並びに交付決定前に購入した防災備蓄資器材は対象になりません。
- ・ 経費の支払にあたり、ポイントカードは使用しないでください。防災備蓄資器材の購入に伴うポイントの付与が判明した場合、当該ポイント分（一律 1 ポイント 1 円換算）を補助対象経費から除外します。
- ・ 経費の支払にあたり、商品券等の金券やポイントは使用しないでください。使用が判明した場合、当該金額分を補助対象経費から除外します。

- ・購入費に対して値引きや割引がある場合は、その額を差し引いた額が対象となります。補助の対象としない部分を含めた値引きや割引によって、資器材の単価が適切に判断できない場合は、補助の対象外となる場合があります。
- ・購入する防災備蓄資器材を適正な価格でお買い求めいただくために、可能な範囲で複数の見積もり先から見積もりを取り、価格を比較するようにしてください。また、購入予定の防災備蓄資器材の種類や見積もりは、複数の方で確認してから申請することをお勧めします。

(4) 補助の限度額（要綱第10条 補助金額）

- ・通常分の場合
補助対象経費の 3分の2 とし、登録マンション1件当たり1,000,000円を上限※
- ・地域連携分の場合（町会等と連携して合同防災訓練を実施する場合）
補助対象経費の 10分の10 とし、登録マンション1件当たり1,500,000円を上限※
- ・過去に補助金の交付を受けている場合(2回目の申請の場合)
今年度に申請する内容(通常分・地域連携分のいずれか)の補助率、各上限額からこれまでの累計交付額を差し引いた額を上限※

※注意点

- ・千円未満の端数が生じた場合は、切り捨てします。
- ・本事業では、国や区市町村の補助事業との併用ができますが、他区市の補助事業でも併用できるか確認してください。なお、補助金の総額は、補助対象経費を超えることはできません。また、東京都が実施するほかの補助事業とは併用できません。

補助金額算出例

【通常分(補助率 2/3 上限 100万円)】

① 見積もり金額の合計の 2/3 が上限額未満の場合

蓄電池購入費	200,000円(税抜き)
エレベーター用防災キャビネット購入費	80,000円(税抜き)
総額	280,000円(税抜き)

総額 280,000円 × 2/3 ≒ 186,667円

1000円以下を切り捨て、¥186,000 (補助金額)

② 見積もり金額の合計の 2/3 が上限額以上の場合

蓄電池購入費(3台)	600,000円(税抜き)
------------	---------------

エレベーター用防災キャ ビネット購入費(3台)	240,000円(税抜き)
階段避難車(2台)	800,000円(税抜き)
総額	1,640,000円(税抜き)

総額 1,640,000円 $\times 2/3 \approx 1,093,333.3$ 円

上限 100万円を超えるため、¥1,000,000 (補助金額)

③ 令和7年度までに補助金を受け取っている場合

(例)令和6年度に66万円を受領済みの場合

蓄電池購入費(3台)	600,000円(税抜き)
エレベーター用防災キャ ビネット購入費(3台)	240,000円(税抜き)
階段避難車(2台)	800,000円(税抜き)
総額	1,640,000円(税抜き)

総額 1,640,000円 $\times 2/3 \approx 1,093,333.3$ 円

上限 100万円から受領済みの66万円を差し引いて、34万円

上限額 34万円を超えるため、¥340,000 (補助金額)

【地域連携(補助率 10/10 上限 150万円)】

① 見積もり金額の合計が上限額未満の場合

蓄電池購入費	200,000円(税抜き)
エレベーター用防災キャ ビネット購入費	80,000円(税抜き)
メガホン	5,500円(税抜き)
総額	285,500円(税抜き)

総額 285,500円 $\times 10/10 = 285,500$ 円

1000円以下を切り捨て、¥285,000 (補助金額)

② 見積もり金額の合計が上限額以上の場合

蓄電池購入費(3台)	600,000円(税抜き)
エレベーター用防災キャ ビネット購入費(3台)	240,000円(税抜き)
階段避難車(2台)	800,000円(税抜き)
総額	1,640,000円(税抜き)

総額 1,640,000円 $\times 10/10 = 1,640,000$ 円

上限 150 万円を超えるため、¥1,500,000 (補助金額)

③ 令和 7 年度までに補助金を受け取っている場合

(例)令和 6 年度に 100 万円を受領済みの場合

蓄電池購入費(3 台)	600,000 円(税抜き)
エレベーター用防災キャ ビネット購入費(3 台)	240,000 円(税抜き)
階段避難車(2 台)	800,000 円(税抜き)
総額	1,640,000 円(税抜き)

総額 1,640,000 円×10/10≒1,640,000 円

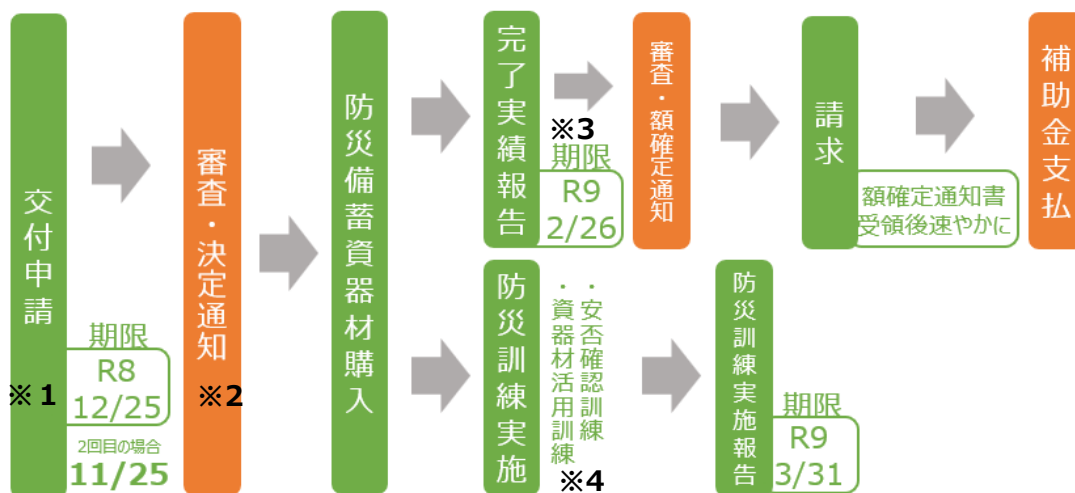
上限 150 万円から受領済みの 100 万円を差し引いて、50 万円

上限額 50 万円を超えるため、¥500,000 (補助金額)

3. 申請等の方法

(1) 申請手続きの流れ

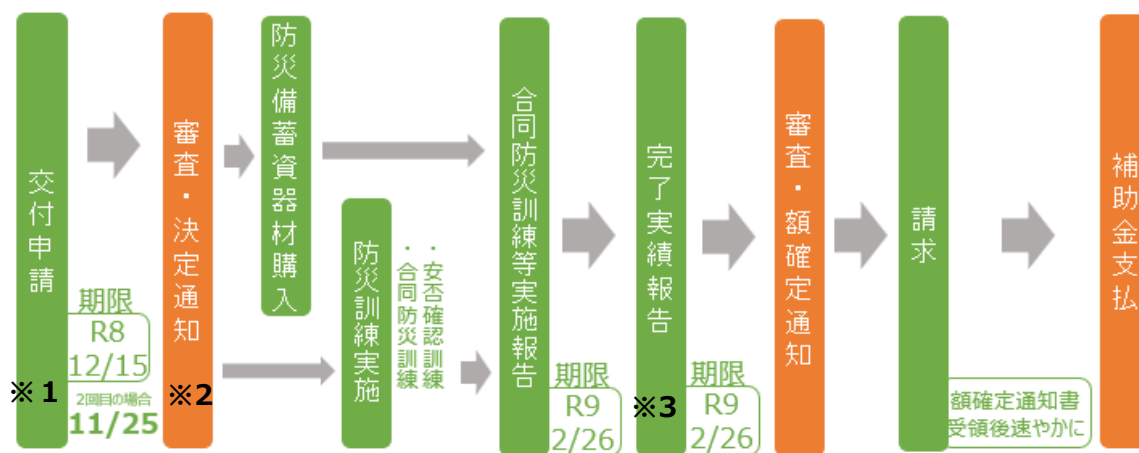
<通常分の場合 補助率 2/3 上限 100 万円>



安否確認訓練・補助対象とした防災備蓄資器材を活用した訓練の実施と、報告が必要です。

■ : 申請者 ■ : 受付事務局・東京都

<地域連携分の場合 補助率 10/10 上限 150 万円>



完了実績報告までに安否確認訓練と合同防災訓練の実施と、その報告が必要です。

■ : 申請者 ■ : 受付事務局・東京都

- ※1 申請手続きの途中で代表者が変更になった場合、申請書類の出し直しが必要になります。申請予定日から1か月以内に変更の予定がある場合は、変更後に申請を行うようお願いいたします。
- ※2 交付決定通知書に記載の金額は、申請内容に基づき審査を行った結果、補助対象とできる上限額を決定したものであり、最終的な補助金交付額（支払額）を決定・保証するものではありません。
- ※3 地域連携分は合同防災訓練と安否確認訓練の両方を実施していないと完了実績報告ができません(完了実績報告と同時に合同防災訓練等報告が必要)。やむを得ず、実績報告期限までに開催ができない場合は必ずご相談ください。
なお、通常分の場合は防災訓練を実施してなくても完了実績報告ができます。
- ※4 安否確認訓練と購入した資器材を活用した訓練の両方の実施報告が補助金交付の条件となります。防災訓練報告書（第6号様式）を令和9年3月31日までに提出しないときは、本補助金の額の確定後においても、交付決定を取り消す場合があります。実施が必要な訓練の内容は以下をご覧ください。
ただし通常分の期日については、あらかじめ防災訓練遅延申請書（第7号様式）を上記期日のおおむね2週間前までに提出し、防災訓練報告書の提出の遅延を防災訓練遅延承認決定通知書（第8号様式）により知事に認められた場合、その認めた期日までとなります（地域連携分は遅延を認められません）。

【防災訓練の実施について】

◆防災訓練は防災訓練報告書（第6号様式）又は合同防災訓練等報告書（第5号様式）の提出が必要です。報告書には訓練の周知方法・参加人数・実施内容等の記載と、写真の添付が必要です。

写真は訓練の様子がわかり、居住者が写っている写真を撮影してください。合同防災訓練、購入した資器材を活用した訓練、安否確認訓練のそれぞれの写真が必要です。

※個人が特定できないように居住者の顔の部分をぼかすことや、背中から撮影することは差し支えありません。

◆訓練実施を周知し、できる限り参加者を集めるようにしてください。

◆防災訓練は2種類の実施が必要です。

それぞれの訓練の実施日を別にしても、同じ日にまとめて実施しても構いません。

通常分の場合　　：安否確認訓練（①）、購入した資器材を活用した訓練（②）

地域連携分の場合：安否確認訓練（①）、町会等との合同防災訓練（③）

※地域連携分の安否確認訓練(①)は、町会等と合同で行う必要はありません。

①安否確認訓練について【通常分】【地域連携分】

実際に災害が起きた時を想定して安否確認を行う模擬訓練を実施してください。交付決定後に行ってください。マンションであらかじめ定めた安否確認方法で訓練してください。

(例)

- ・安否確認マグネットや目印になるもの等を貼り出して、数や状況を確認
- ・放送などの呼びかけを行って住民が集合し、安否を確認
- ・住戸を個別訪問して安否を確認
- ・連絡網や名簿の連絡先へ電話して連絡がつくか確認
- ・連絡システムやチャット等を使って回答状況を確認
- ・安否確認用紙などを配付し、所定の日時までに提出して確認 等

マンションの規模や状況にあわせて上記を組み合わせる、棟やフロアごとに結果を集約するなど、工夫して実施してください。

防災訓練報告書(第6号様式)又は合同防災訓練等報告書(第5号様式)にて、以下の2点の報告が必要です。

- ・訓練を開催・運営した人数。訓練の呼びかけを行った方、安否確認の回答の集計を行った方などの合計人数。
- ・マンションであらかじめ定めた安否確認方法(実際に訓練で行った安否確認の方法)、訓練の内容。

②購入した資器材を活用した訓練【通常分】

必ず**防災備蓄資器材の購入後**に行ってください。防災備蓄資器材の使い方等をマンション居住者が確認してください。

③町会等との合同防災訓練【地域連携分】

合同防災訓練は、交付決定後に行ってください。町会と合同で行う訓練の中で、購入した防災備蓄資器材の使い方等を、実際に練習できるよう努めてください。

マンションの居住者及び町会等に所属する住民に対して、チラシを掲示・配布するなど、広く合同防災訓練の開催や内容等に係る周知を行ってください。

(チラシへの表示例)

合同防災訓練のお知らせ

下記のとおり、マンションと町会との合同防災訓練を実施します。
大地震が発生すると、いつも以上に地域での助け合いが重要になります。
近隣住民で助け合う「共助」の取組をさらに進め、地域の防災力強化に
つなげましょう。
皆さまふるってご参加ください。

日 時：〇月〇日（日曜日） 10時から

場 所：自治会館前 雨天決行

訓練内容：消火訓練、炊き出し訓練、簡易トイレ使用方法確認訓練

主催：●●マンション管理組合、△△丁目町会

「東京とどまるマンション普及促進事業」対象事業

※ ポスター・チラシ・看板・回覧・広報紙等を作成する際は、合同防災訓練に関連のない表現は避けてください。

(2) 交付申請（要綱第7条 交付の申請）

本補助金の交付を受けようとする補助対象者は、**補助金交付申請書（第1号様式）と要綱別表第2に掲げる書類を提出する必要があります。**

地域連携分として本補助金の交付を受けようとする補助対象者は、**合同防災訓練計画書（第2号様式）も合わせて提出する必要があります。**

なお、混雑緩和のため、1回あたりの書類提出につき5件までを受付上限の目安とさせていただきます。

申請書は、以下の東京とどまるマンション普及促進事業 HP からダウンロードできます。
<https://www.mansion-tokyo.metro.tokyo.lg.jp/bousai/02lcp-shien/02fukyusokushin/forms-and-checklist01/>



①必要提出書類

No.	提出書類	備考
1	第1号様式 補助金交付申請書	【必須】
2	購入予定防災備蓄資器材の見積書	【必須】購入予定防災備蓄資器材の内訳が明確なもの ※1
3	購入予定防災備蓄資器材の内容が確認できる資料	【必須】カタログの写し等※2
4	建物の登記事項証明書等（全部事項）の写し	【必須】交付申請日前6か月以内に取得したもの。原則として代表者の登記事項証明書の写し。※3
（補助対象者が管理組合の場合、【必須】）		
5	対象登録マンションの区分所有者を代表する立場であることを確認できる書類	代表者選任についての議事録等※4
6	本補助金を申請する旨の意思決定が確認できる書類	意思決定についての議事録等※5 過去に本補助金の交付を受けている場合は、再申請する旨の意思決定が確認できるもの。
（地域連携分 補助率 10/10 上限 150 万円の補助に申請の場合、【必須】）		
7	登録マンションと町会等の連携が確認できる書類	<ul style="list-style-type: none"> ・支援制度や助成制度の申請書（必要に応じて添付図書等も含める。）及び決定（承諾）書※6 ・認定制度の申請書（必要に応じて添付図書等も含める。）及び認定書※7 ・登録マンションと町会等と地元自治体との防災協定書など※7
8	登録マンションと町会等の位置関係が分かる書類	登録マンションの位置と町会等の区域を示した地図等
9	第2号様式 合同防災訓練計画書	
（交付申請手続きを手続き代行者に委任する場合、【必須】）		
10	委任状	参考様式あり

11	印鑑証明	委任状の(申請者)の印影と同じもの 交付申請日前6か月以内に取得したもの
上記のほか、確認に必要な書類の提出を追加で依頼する場合がございます。		

- ※1 ネットショッピングでも見積書の発行をお願いします。
- 宛先は、分譲マンションの場合はマンション管理組合等、賃貸マンションの場合は所有者の名前としてください。
- 申請から交付決定までは手続きの時間がかかります。資器材の購入時まで見積期限が有効となる、十分な見積期限のある見積を貰ってください(1か月以上)。
- 見積期限が切れている場合や、実績報告時に金額が1円でも変更となっている場合は、別途書類の提出をお願いします。

(例) **宛先：分譲の場合は申請の管理組合、賃貸の場合は所有者名**

〇〇マンション管理組合 御中

有効期限 20▲▲年 □□月 □□日

有効期限は1か月以上

見積日 20▲▲年〇〇月■日

日付や発行者名が記入されているもの

株式会社〇〇〇 

担当 東京 太郎

見積書

商品名	単価(税抜)	数量	単位	金額(税抜)
蓄電池 (非常用充電バッテリー)	¥200,000	1	台	¥200,000
エレベーター用防災キャビネット	¥80,000	3	台	¥240,000
救急セット	¥12,000	2	個	¥24,000
送料	¥6,000	1	式	¥6,000 対象外
商品名、税抜の単価、数量が分かるもの				
税抜合計				¥470,000
消費税(10%)				¥47,000
合計				¥517,000

- ・ ネットショッピングでも、見積書の発行をお願いします。
- ・ 値引き額を表示する場合、どの商品がいくら値引きされているかわかるようにしてください。

補助金交付申請書（第1号様式）等に記載する「防災備蓄資器材項目名」には、別表第1に掲げる名称とともに、見積書の商品名を記入してください。（「様式の記入例」をご参照ください。）

金額に疑義がある場合は見直しをお願いすることがございます。

- ※2 防災備蓄資器材の商品概要がわかるカタログ等（ネットショッピングの掲載内容でも可）を提出してください。
- ※3 建物名が確認できない場合、追加で建物の所在を確認できる書類（ブルーマップなど）の提出を依頼する場合がございます。
- ※4 以下のような記載のある議事録（署名のあるもの）を提出してください。

（例） ○の例 第▽▽期の役職を決定した。

理事長 ○○○号室 とどまる 太郎

×の例 〈補助金申請者が代表者であることが確認できない例〉

第▽▽期の理事を決定した。

理事 ○○○号室 とどまる 太郎

理事 □□□号室 青川 次郎

⋮

- ※5 以下のような記載のある議事録（署名のあるもの）を提出してください。

（例） ○の例 ○東京とどまるマンション普及促進事業に申請し、防災備蓄資器材を購入することを決定した。

○東京とどまるマンションの補助金を使ってエレベーターチェアを購入することについて、承認した。

○とどまるマンションの助成金について、手続を行うこととし、防災資機材を購入する。

○とどまるマンションの登録と資器材補助金を申請することとした。

○東京都の補助金を使い、防災備蓄資機材を購入することを承認した。

（過去に補助金の交付を受けていて、再申請の場合）

○令和5年度に東京とどまるマンションの補助金を使ってエレベーターチェアを購入した。このたび、追加の防災備蓄資器材購入のため、再度申請を行うことを承認した。

×の例 〈東京とどまるマンション普及促進事業を申請することが読み取れないもの〉

×補助金を使用することを決定した。

とどまるマンション普及促進事業、防災資器材の補助金などと記載してください。

×とどまるマンションの登録を進めることとした。

登録と補助は別の手続きです。

×資器材の購入を行うこととした。

購入を意思決定したことは、補助金申請の意思決定になりません。

×とどまるマンション普及促進事業の利用を検討することとした。

利用の検討は、補助金申請の意思決定になりません。

※6 2023年4月以降に交付決定（承諾）を受けたものに限りします。

※7 有効期間があるものについては、合同防災訓練実施まで有効なものに限りします。

②申請受付期間

・通常分の場合

令和8年6月5日（金曜日）から令和8年12月25日（金曜日）

・地域連携分の場合（町会等と連携して合同防災訓練を実施する場合）

令和8年6月5日（金曜日）から令和8年12月15日（火曜日）

・過去に本補助金の交付を受けている場合（通常分・地域連携分共通）

令和8年6月5日（金曜日）から令和8年11月25日（水曜日）

③申請の提出方法

申請は電子メール、郵送、窓口で、受け付けます。

なお、一部の書類については内容確認後に郵送を依頼する場合がございます(委任状・印鑑証明等)。

ア 電子メールの場合

必要な書類を添付し、以下のとおり件名を記入して、お送りください。

宛先	todomaru_shinsei@tokyo-machidukuri.jp
件名	【交付申請】(●●●) 東京とどまるマンション普及促進事業

●●●にはマンション名を入力してください。

イ 郵送の場合

必要な書類をご用意のうえ、以下の送付先に郵送で提出してください。

【送付先】

〒160-8353 東京都新宿区西新宿七丁目7番30号

小田急西新宿 O-PLACE 2階

公益財団法人 東京都防災・建築まちづくりセンター

東京とどまるマンション補助金受付事務局

ウ 窓口の場合

必要な書類をご用意のうえ、**事前にお電話で来所日時をご予約いただき**、窓口へ来所してください。

【窓口受付場所】東京とどまるマンション補助金受付事務局

公益財団法人 東京都防災・建築まちづくりセンターまちづくり推進課

※午前9時～午後5時（土日祝、年末年始を除く。）

東京都新宿区西新宿七丁目7番30号

小田急西新宿O-PLACE2階

（電話）03-5989-1547

※注意点

- ・電子メールで申請する場合、送付するファイル名には様式・添付資料の名称や番号を明記してください。内容確認等の都合上、ファイルはPDF形式ではなく、Excel形式のままのご提出を推奨します。
- ・郵送で申請する場合、申請書類を受領した旨の連絡は致しませんので、必要に応じて配達状況が確認できる方法（簡易書留等）でお送りください。
また、提出書類は原則お返ししませんので、必要に応じて控えをご用意ください。
- ・委任状、印鑑証明は原本の提出が必要です。電子メールで提出があった場合も、内容の確認後に郵送を依頼します。なお、委任状は押印前に事前提出いただければ内容を確認いたします。
- ・ご持参いただく場合、事前に来所日時について、アポイントをお取りください。担当者不在の場合には、受付ができない場合があります。
- ・申請書類一式に不備があると受付できないことがありますので、よくご確認ください。また、不足書類等が全て揃った日が受付日となりますので、ご注意ください。

（3）交付決定（要綱第11条 交付の決定）

申請の内容についての書類審査及び必要に応じて行う現地調査等により、予算の範囲内で本補助金の交付又は不交付の決定を行い、通知書を送付します。



(4) 変更・廃止等

交付決定後に以下の変更・廃止等をしようとする場合は、指定書類の提出が必要です。

事由	必要な提出書類
(申請の撤回) 要綱第 14 条 本補助金の交付決定の内容・条件に異議があり、申請を撤回する場合	補助金交付申請撤回届出書 (第 9 号様式)
(補助事業者の情報の変更) 要綱第 15 条 個人にあつては「氏名」及び「住所」 法人及び管理組合にあつては「名称」「所在地」「代表者」 等を変更した場合	住所等の変更届出書 (第 10 号様式)
(補助事業の承継) 要綱第 16 条 補助事業者の地位の承継が行われた場合において、その地位を承継した者が当該補助事業を継続して実施しようとするとき	補助事業承継承認申請書 (第 11 号様式)
(補助事業の変更) 要綱第 17 条 補助事業の内容を変更しようとするとき ※1	補助事業計画変更承認申請書 (第 13 号様式)
(補助事業の廃止) 要綱第 20 条 補助事業を廃止しようとするとき	補助事業廃止申請書 (第 16 号様式)

※1 補助対象事業の変更に伴う交付決定額の増額は認められません。

軽微な変更については、提出する必要がない場合がありますので、事前にご相談ください。

(5) 実績報告 (要綱第 21 条 実績の報告)

交付決定と防災備蓄資器材の購入の後に、補助事業実績報告書 (第 18 号様式) 及び要綱別表第 3 に掲げる書類を提出する必要があります。

代表者(理事長など)が交代している場合は、速やかに住所等の変更届出書 (第 10 号様式) と、あわせて代表者の変更が確認できる書類(管理組合議事録や法人登記等)を提出してください。なお、交付申請時に委任状を提出している場合は、新しい委任状と印鑑証明を提出してください。

実績報告書は、以下の東京とどまるマンション普及促進事業 HP からダウンロードできます。

<https://www.mansion-tokyo.metro.tokyo.lg.jp/bousai/02lcp-shien/02fukyusokushin/forms-and-checklist01/>

①必要提出書類

No.	提出書類	備考
1	第 18 号様式 補助事業実績報告書	【必須】
2	補助対象経費の支払が確認できる書類	【必須】領収書の写し等 ※1
3	その他知事が必要と認める書類	知事の指示に従い提出すること
(通常分 補助率 2/3 上限 100 万円の補助に申請の場合)		
4	第 6 号様式 防災訓練報告書	安否確認訓練・購入した資器材を活用した訓練の実施が完了している場合、 【必須】 ※2
(地域連携分 補助率 10/10 上限 150 万円の補助に申請の場合、【必須】)		
5	合同防災訓練の開催や内容等に係る周知を行ったことが確認できる書類	配布、掲示、回覧等を行ったチラシ等
6	第 5 号様式 合同防災訓練等報告書	
(実績報告手続きを手続き代行者に委任する場合、【必須】)		
7	委任状 ※3	参考様式あり
8	印鑑証明 ※3	委任状の(申請者)の印影と同じもの 実績報告前 6 か月以内に取得したもの

※1 領収書の写し等について

次のア～オの要件を満たす領収書等の原本または写しの提出が必要です。

ア 宛名が正確な名称であるもの

交付決定通知に記載されている名称(分譲マンションの場合は管理組合等、賃貸マンションの場合は所有者の名前)としてください。

イ 日付が記載されており、実績報告の期限(令和 9 年 2 月 26 日)以前に発行されているもの。

ウ 金額及び支出内容が分かるただし書き(単価×数量)が記載されているもの

領収書にただし書き(単価×数量)が書ききれない場合は、「●●一式」と記載し、別紙で請求書・納品書等により内訳が分かるものを添付してください。

交付申請時の見積もり書は受付できません。

エ 収入印紙の貼り付け、消印の押印がされているもの(収入印紙が必要な場合)

オ 原則、領収書発行会社又は担当者の印が押されているもの

※2 通常分（補助率 2/3 上限 100 万円の補助）に申請の場合で、実績報告の際に防災訓練が未了のマンションは、訓練実施後速やかに第 6 号様式 防災訓練報告書を提出してください。

※3 交付決定時に委任者から手続代行者へ実績報告手続きを委任し、委任者や手続代行者に変更がない場合、委任状と印鑑証明の再提出は不要です。

(例)

宛先：分譲の場合は申請の管理組合、賃貸の場合は所有者名

20▲▲年○○月■■日

領収書

日付や発行者名が記入されているもの

〇〇マンション管理組合 御中

¥510,400	
うち消費税	¥46,400
税抜合計	¥464,000

収入印紙

収入印紙

収入印紙や消印があるもの
(収入印紙が必要な場合)

但し 防災備蓄品一式の販売として(別紙内訳書参照)
上記の額正に領収いたしました。

株式会社〇〇〇

担当 東京 太郎

社
株
之
印
会

原則 会社や担当者の押印があるもの

- ・ 金額と支出内容が分かるただし書き（単価×数量）が記載されているか確認してください。
- ・ 書ききれない場合は、「●●一式」などと記載し、別紙で請求書・納品書等により内訳が分かるものを添付してください。

※通常分の場合は、購入した資器材を防災訓練で活用する必要があります。領収書の日付が訓練日より前になっているか確認してください。
後になっている場合は、納品書など、納品日が分かる書類を提出してください。

宛先	todomaru_shinsei@tokyo-machidukuri.jp
件名	【実績報告】(●●●) 東京とどまるマンション普及促進事業

●●●にはマンション名を入力してください。

イ 郵送・窓口の場合

- ・「3. 申請等の方法（2）交付申請③申請の提出方法イ・ウ」と同じです。
（P.20～21 をご参照ください。）

※注意点

- ・「2. 事業の概要（3）補助対象経費※注意点」をご確認ください。
（P.9 をご参照ください。）
- ・「3. 申請等の方法（2）交付申請③申請の提出方法※注意点」をご確認ください。
（P.21 をご参照ください。）

（6）額の確定（要綱第 22 条 額の確定）

実績報告内容についての書類審査及び必要に応じて行う現地調査等により、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額確定通知書（第 19 号様式）を送付します。

（7）補助金の請求（要綱第 23 条 補助金の交付）

補助金額確定通知書を受領後に、補助金を受け取るため請求書（第 20 号様式の 1 又は 2）と支払口座振替依頼書を提出する必要があります。

押印あり(第 20 号様式の 1)と押印なし(第 20 号様式の 2)の場合があります。それぞれの必要書類や記入例をよくご確認ください。

請求書と支払口座振替依頼書は原本の提出が必要です。電子メールで提出があった場合も、内容の確認後に郵送を依頼します。なお、押印ありの場合は押印前に事前提出いただければ内容を確認いたします。

代表者(理事長など)が交代している場合は、速やかに住所等の変更届出書(第 10 号様式)と、あわせて代表者の変更が確認できる書類(管理組合議事録や法人登記等)を提出してください。なお、交付申請時に委任状を提出している場合は、新しい代表者の委任状と印鑑証明を提出してください。

①必要提出書類

原則は押印なしで進めることが可能です。

No.	提出書類	備考
	押印なしの場合、【必須】	

1	第 20 号の 2 様式 請求書(押印なし)	記入の際、必ず「様式記入例」を確認
2	口座振替依頼書(※1)	
押印ありの場合、【必須】		
3	第 20 号の 1 様式 請求書(押印あり)	
4	口座振替依頼書(※1)	
5	印鑑証明(※2)	請求書の(申請者)の印影と同じもの
(請求を手続き代行者に委任する場合、【必須】)		
6	委任状(※3)	参考様式あり
7	印鑑証明(※3)	委任状の(申請者)の印影と同じもの 請求前 6 か月以内に取得したもの

※1 2回目の補助申請の場合など、これまでに東京都から補助金を受け取ったことがある場合は、必ずご連絡ください。口座登録がある場合、第3号様式 支払金口座振替依頼書(口座情報払・手書き用)はご利用になれません。登録状況を確認し、登録が確認出来た場合は、専用の様式をお送りいたします。

※2すでに同じ印影の印鑑証明を提出している場合、再度の提出は不要です。

※3 交付決定時や実績報告時に委任者から手続き代行者へ請求手続きを委任し、委任者や手続き代行者に変更がない場合、委任状と印鑑証明の再提出は不要です。

②提出期限

請求書(第20号様式の1又は2)と支払金口座振替依頼書は、額確定通知書を受領後、速やかに提出をお願いします。

③提出方法

提出は電子メール、郵送、窓口で、受け付けます。押印ありの場合も、一度押印前のものご提出ください。

なお、内容確認後に原本の郵送を依頼します。

ア 電子メールの場合

必要な書類を添付し、以下のとおり件名を記入して、お送りください。

宛先	todomaru_shinsei@tokyo-machidukuri.jp
件名	【請求】(●●●) 東京とどまるマンション普及促進事業

●●●にはマンション名を入力してください。

イ 郵送・窓口の場合

- ・「3. 申請等の方法（2）交付申請③申請の提出方法イ・ウ」と同じです。
（P.20～21 をご参照ください。）

※注意点

<押印なしの場合>

請求書、支払金口座振替依頼書に事務担当者を記入してください。**事務担当者は手続代行者とは異なります。**当該法人、当該管理組合に在席している事務担当者をご記入ください。補助事業者と事務担当者が同じ場合は、「同上」と記載してください。

また、受領後に電話等により補助事業者代表者の意思により提出されたものであるか等を確認させていただく場合があります。詳細は記入例をご確認ください。

4. よくある質問

Q1. 購入予定の資器材が補助の対象になるかわかりません。

A 補助対象となる資器材(P5~)をご覧ください。それでも不明な場合は商品資料(パンフレット等)をご用意いただき、東京とどまるマンション補助金受付事務局までお問い合わせください。

なお、補助対象の可否については、交付申請を頂いてからの最終判断となります。あらかじめご了承ください。

Q2. 飲料水、食料は対象となりますか？

A 飲料水・食料は、本要綱では資器材にはなりません。ただし、エレベーター用防災キャビネットに納まっている飲料水・食料は、一式で防災備蓄資器材として認めます。(P.7~をご覧ください。)

Q3. 建物の登記事項証明書の写しは、どのようなものを用意すれば良いでしょうか？

A 原則として、代表者の登記事項証明書の写しで、交付申請日前6か月以内に取得したものを提出してください。(P.17をご参照ください。)

Q4. 手続きに要する期間（申請から交付決定まで、実績報告から額確定まで）は、どのくらいでしょうか？

A 受付日（書類が全て揃った日）から、概ね4週間程度を目安にしてください。ただし、申請内容に不備等がある場合は、より時間を要することがあります。また、申請が一時集中した際も、交付決定までお時間をいただきます。交付申請の締め切りの時期は特に申請が集中するため、上記より多くの時間を要します。

Q5. どのような防災訓練を実施すればよいでしょうか？

A P.14をご参照ください。



Q6. 以前に、東京とどまるマンション普及促進事業で補助金を受け取りました。再度申請できますか？

A これまでの交付額が1マンションあたりの上限額を超えていなければ、申請可能です。通常分への申請であれば上限額100万円、地域連携分への申請であれば上限額150万までの範囲で、これまでの交付額が上限を超えない額で申請ができます。

※審査基準や必要書類、補助の条件は改正されています。このため、以前と同じ内容の申請でも受付できない場合がございます。必ず、最新の補助要綱・補助の手引きをご確認ください。

Q7. 昨年度までに通常分で補助金を受け取りました。2回目の申請で、地域連携分を申請しても良いですか。

A 差し支えありません。ただし、補助の上限額は150万円からこれまでの交付額を差し引いた額となります。

Q8. 昨年度までに地域連携分で補助金を受け取りました。2回目の申請で、通常分を申請しても良いですか。

A 既に地域連携分で100万円の交付を受けている場合、通常分の上限に達していますので、申請ができません。

昨年度までの申請が100万円に達していない場合は申請が可能です。ただし、補助の上限額は100万円からこれまでの交付額を差し引いた額となります。

Q9. 昨年度までに自分のマンションが補助を受けたかどうか、またその金額を教えてください。

A 各マンションにこれまで交付した補助金の額について、電話では金額を回答できません。

過去に補助金を受け取っている場合は、補助金の金額を記載した「東京とどまるマンション普及促進事業 補助金額確定通知書」が当時の補助申請担当者へ郵送されています。ご確認ください。

「額確定通知」が見つからない場合や、交付の履歴が分からない場合のお問い合わせは、東京とどまるマンション登録番号、住宅名称、担当者及び連絡先を記載したメールにてお問い合わせください。後日、ご準備いただく書類等をご連絡いたします。

Q10. マンションの住戸数や、東京とどまるマンションの★の数で補助金額は変わりますか。

A 変わりません。住戸数や★の数に関わらず、1マンションあたり通常分への申請であれば補助率2/3・上限額は100万円、地域連携分への申請であれば補助率10/10・上限額150万円となります。

Q11. 補助金申請手続きにお金がかかりますか。

A 東京都へ補助金申請を行う手続きに費用は発生しません。

ただし申請の準備や書類の取得に必要な費用、防災備蓄資器材を購入する際の送料・手数料等は申請者の負担となります。

Q12. 来年度も同じ補助金はありますか。

A 本補助金は年度ごとに実施が決定されます。このため、来年度の補助金の有無について

は新しい年度が開始するまで未定となり、回答いたしかねます。補助金が継続した場合も開始時期は年度ごとに異なります。内容や条件が変更になることもありますので、ご注意ください。

5. 問い合わせ

ご不明な点は以下の連絡先までお問い合わせください。

<問い合わせ先>

東京とどまるマンション 補助金受付事務局

公益財団法人 東京都防災・建築まちづくりセンター まちづくり推進課

午前9時～午後5時（土日祝、年末年始を除く。）

（電話）03-5989-1547

（メールアドレス）todomaru_shinsei@tokyo-machidukuri.jp

